事務局長

令和4年12月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

本日の欠席委員は、4番田中委員、7番牧野委員の2名です。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長にお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に17番 大嶋謙一委員、 18番 三寺会長職務代理者を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について 説明いたします。

整理番号39番、譲渡人は春江町高江 ○○さん。譲受人は春江町高江 ○○さん。申請地は、春江町高江、田880㎡です。許可後の経営面積332アールです。

整理番号40番、譲渡人は丸岡町今福 ○○さん。譲受人は丸岡町八ツ口 ○○さん。申請地は、丸岡町今福、田1,887㎡です。許可後の経営面積863アールです。

整理番号41番、譲渡人は坂井町五本 〇〇さん。譲受人は坂井町五本 〇〇さん。申請地は、坂井町五本、畑、192㎡です。許可後の経営面積2,333アールです。

整理番号42番、譲渡人は福井市上森田 〇〇さん。譲受人は三国町米納津 〇〇さん。申請地は、三国町米納津、畑、1,334㎡です。許可後の経営面積139アールです。

整理番号43番、譲渡人 三国町加戸 〇〇さん、譲受人 三国町加戸 〇〇さん。申請地は三国町加戸、畑、135㎡です。許可後の経営面積71アールです。

整理番号44番、譲渡人 丸岡町舟寄 〇〇さん。譲受人 丸岡町舟寄 〇〇さん。申請地は丸岡町舟寄、畑、208㎡です。許可後の経営面積305アールです。

以上ご審議願います。

議長で

ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければ、お諮りいたします。

議案第49号は許可することに決定してよろしいですか。

各委員

< 異議なし >

議長

それでは、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。

議長

次に議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局 <説 明>

議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明いた します。説明の前に、整理番号56番は、事情によりいったん取り下げとなりまし た。

整理番号55番、所有権移転の案件で、譲受人は、あわら市春宮 ○○さん。譲渡 人は、東京都江東区 ○○さん。申請地は、春江町江留中、畑2230.41㎡のうち 466㎡です。建売住宅建築2棟を目的に転用するもので建築面積137.45㎡です。

整理番号57番、所有権移転の案件で、譲渡人は丸岡町猪爪六丁目 〇〇さん。譲受人は丸岡町朝陽2丁目 〇〇さん。申請地は、丸岡町猪爪、137㎡です。住宅建築を目的として転用するもので、使用面積59.83㎡です。

整理番号58番、譲渡人は春江町江留下屋敷 ○○さん。譲受人は東京都西東京市 ○○さん。申請地は、春江町江留下相田、計300㎡で、建売住宅建築を目的に転 用するものです。

整理番号59番、譲渡人 三国町竹松 〇〇さん、譲受人 福井市若杉2丁目 〇〇さん。申請地は、三国町三国東一丁目、計751㎡です。宅地分譲3区画を目的として転用するもので、所要面積751㎡です。

整理番号60番、譲渡人 福井市河合寄町 ○○さん、譲受人 福井市八重巻中町 ○○さん。申請地は、春江町定重、計305㎡です。福井市との境界にあり、建売 住宅建築を目的として転用するものです。木造2階建て4棟を整備するもので、建 築面積230.44㎡です。

議長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号55番、60番を6番林委員お願いします。

林委員

6番 林です。整理番号55番は、周囲は住宅地であり隣地との境界もはっきりしています。用水排水もないことから問題ないと思われます。次に整理番号60番ですが、事務局の説明のとおり坂井市と福井市にまたがった土地で、周囲は住宅であるため、なんら問題ないと思われます。

議長

次に整理番号57番を8番 伊藤委員お願いします。

伊藤委員

8番伊藤です。

整理番号57番、住宅に囲まれた圃場で、雑種地もありますが農地と一体で利用していると聞いています。北側と西側にある門型排水路に水を流すとのことで、問題ないと思われます。

議長

次に整理番号58番を5番 南出委員お願いします。

南出委員

5番南出です。

場所は春江町江留下相田地係にある田2筆300㎡を建売住宅2棟を建築するため転用を行うものです。申請地は坂井市役所春江支所より南へ約700mにある農地であり、東側は畑、西側、南側は市道、北側は宅地です。

雨水については、西側および南側の道路側溝へ排水する予定です。隣接する農地との境には雨水流入を防ぐためブロックを設置するとのことです。

地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に整理番号59番を1番 大川委員お願いします。

大川委員

1番大川です。整理番号59番、場所は三国イーザの東側にあり、住宅街となっています。申請地の西側も宅地となり、当該申請地だけが昨年まで稲作していた痕跡がありました。周囲にほかの農地もなく、隣接道路には門型側溝が入っており、なんら問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 続いて地元委員のご意見を伺います。

整理番号55番を7番 牧野委員欠席ですので事務局の報告をお願いします。

事務局 4番、牧野委員欠席のため整理番号55番につきまして、事務局より説明いたします。申請者である〇〇が建売住宅2棟を建築するために転用するものです。申請地は春江中学校から北東に約300m、周囲は東側は宅地、西側は田、北側は県道、南側は公衆用道路です。

雨水排水は北側および東側の道路側溝排水路に流入し、隣接農地所有者及び地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思いますとのことです。

議長 次に整理番号57番を19番 森が報告します。

森 会長 19番森です。伊藤委員の説明の通り、申請地一帯は30年ほど前に区画整理して人口が増えたところで、ごくわずか農地が残ったものと思われます。問題ないと思われますのでご審議お願いします。

議長 次に整理番号58、60番を13番田中委員お願いします。

田中委員 整理番号58番及び60番は、現地確認の委員さんの説明の通り、問題ないと思います。

議長 次に整理番号59番を6番林委員お願いします。

林委員 6番林です。整理番号59番、大川委員報告のとおり、用途地域内の農地であって 周囲に農地もなく、道路には門型側溝が入っているため、なんら問題ないと思わ れます。

議長 それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければお諮りいたします。議案第50号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議長異議なしと認めます。

議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。

議 長 では続いて、議案第51号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局 <説 明>

議案第51号「現況証明願について」説明します。

整理番号17番、出願人は春江町中筋 亡○○法定相続人 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町四郎丸、計202㎡です。現況に至る経緯は、住宅を建築するため昭和60年1月18日に分筆し、昭和61年ごろ住宅が複数建築されています。その際、登記名義人が建築関係の資材置き場や駐車場として埋め立てし、現在に至るまで、資材置き場及び駐車場として利用しているというものです。

以上、ご審議お願いします。

議 長 それでは、現地確認の報告をお願いします。 議 長 整理番号17番を8番 伊藤委員お願いします。

伊藤委員 8番 伊藤です。整理番号50番は、現地確認の折に4台ほど駐車がありました。また、土地中央付近に物置が置かれていて現況は宅地の様相だと思われます。土地には若干の傾斜がみられ、雨水は道路側溝に落ちるようでした。

議長続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号17番を11番 中垣内委員お願いします。

中垣内委員 11番中垣内です。整理番号17番については現況に至る経緯から、地目変更もやむ

を得ないと思われます。

議長では、皆さんのご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければお諮りいたします。議案第51号は原案のとおり承認してよろしいです

各委員 <異議なし>

議 長 異議がないと認めます。議案第51号「現況証明願について」は原案のとおり承認

いたしました。

議 長 次に議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」議題とします。農業振興

課の説明を求めます。

<説 明>

農業振興課 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。利用権設定

を受ける者(借り手)は22名、利用権設定する者(貸し手)は57名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規33筆、55,176㎡、田の更新は95筆120,225㎡です。畑は、新規3筆、14,267㎡。畑の更新は5筆12,459㎡です。田畑あわせ計136筆202,127㎡です。使用賃借権の案件は、田28筆27,652㎡、畑2

筆382㎡です。

議長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第52号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 < 異議なし >

議 長 異議なしと認めます。議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」は原案

のとおり承認いたしました。

議 長 報告第4号「事業計画届出の報告について」を、議題とします。事務局は報告を

お願いします。

事務局 報告第4号「事業計画届出の報告について」説明いたします。事業者は福井市日

之出、 北陸電力送配電㈱さん。計画地は、三国町楽円、計4,819 m²のうち116.47 m²。送電線移設工事のため使用するとの届出がありましたので報告しま

す。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。